

公開買付開始公告

各位

平成26年2月14日

東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所
代表取締役社長 服部 正太

当社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に従い、発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しております。当社は、昭和34年5月の創業当初は構造設計などの構築物を対象にデザイン（設計）を行ってききましたが、様々な「知」の循環を通じて活動領域を広げ、建物（人工構築物）の構造設計業務のみならず、構築物を取り巻く自然と環境（地震、津波、風など）の解析やシミュレーションを行う業務、さらに社会・企業・コミュニティの抱える問題の解決を支援する業務を展開してまいりました。今後も特定の分野に固執することなく、社会のニーズを的確にとらえ、ビジネスの場（機会）と面（領域）を広げていき、世界に通用する「Professional Design & Engineering Firm」を目指し邁進することを中長期的な会社の経営戦略としており、当社の組織に蓄積された「組織知」に加え、大学・研究機関との共同研究の中で培った「学問知」、実際のビジネス現場である産業界で培われた「経験知」を融合させ、今までにない新しい価値（工学知）を提供することが、当社の付加価値（ステークホルダーへの分配可能原資）の源泉となっています。持続的な成長を維持し、付加価値を向上させるためには、価値を創り出す所員の成長・増員と、その価値を提供する「場」の創出が不可欠であるとの認識のもと、グローバル化や高度化が進む社会の課題に対し柔軟に対応しうる人材の育成に努めるとともに、人材の多様性を念頭に優秀かつユニークな人材を確保することで、高付加価値サービスを生み出す経営資源の拡充を図るとともに、そのような所員が活躍できる「場」を広げるため、新たな領域への事業開拓投資、次世代の技術開発としての研究開発投資及び国内外のパートナーとの連携も積極的に行ってまいります。当社は、経営基盤の強化及びこのような将来の事業展開に備えての内部留保並びに配当可能額の水準を勘案しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した将来の機動的な資本政策の遂行及び利益の一部を株主の皆様へ還元することを目的とするものであります。

かかる状況の下、当社は、平成25年9月25日に、合同会社A s t i インベストメント（以下「A s t i」といいます。）から、A s t i が平成25年9月30日付で当社の代表取締役社長である服部正太氏の実母であり、かつ当社の筆頭株主であり主要株主であった服部登喜子氏（保有する当社普通株式1,265,800株（本公告日現在の当社の発行済株式総数（6,106,000株）に対する割合20.73%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。））及び同氏の次男であり当社の代表取締役社長である服部正太氏の弟である服部明人氏（保有する当社普通株式495,000株、保有割合8.11%）から保有する当社普通株式の全て（合計1,760,800株、保有割合の合計28.84%）を譲り受けることに合意した旨の連絡を受け、当社は平成25年9月26日付で服部登喜子氏及び服部明人氏がそれぞれ提出した大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日は両者とも平成25年9月25日）並びに平成25年10月2日付でA s t i が提出した大量保有報告書（報告義務発生日は平成25年9月25日）をもって当該合意がなされ更に株式の譲渡が実際に行われたことを確認しました。なお、A s t i は未上場株式等への投資業務、及び投資事業組合の運営管理業務を事業内容とするアント・キャピタル・パートナーズ株式会社が無限責任組合員であるアント・ブリッジ3号A投資事業有限責任組合が100%出資する合同会社であり、当社株式の取得、保有及び処分を目的としております。詳細は平成25年9月25日付で当社が公表した「株式の売出し、主要株主であ

る筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び平成25年9月26日付で服部登喜子氏及び服部明人氏がそれぞれ提出した大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日は両者とも平成25年9月25日）並びに平成25年10月2日付でA s t i が提出した大量保有報告書（報告義務発生日は平成25年9月25日）をご参照下さい。

当社は、A s t i の投資会社という性格上、同社に安定的に当社普通株式を継続して保有いただけない可能性があることを前提とし、将来的に大量の当社普通株式が売却されることを視野に入れて、当社の経営方針や事業計画、財務状況等を踏まえ今後の資本政策について慎重に検討し、一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響並びに株主構成が大幅に変更されることによる経営の不安定化を鑑み、平成25年10月頃に当社が自己株式として取得することの可能性の検討を開始し、自己株式の取得の方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から公開買付けの手法とすることとしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考え、その上で、当社は、平成26年1月初旬頃に本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成26年1月中旬に、A s t i に対して、当社が本公開買付け実施の意向を有していることを伝え、本公開買付けの実施時期についてA s t i と具体的な意見交換を行うとともに、当社が本公開買付けを実施した場合の応募についてA s t i に打診を行い、同月下旬から本公開買付価格及びA s t i が保有する当社普通株式の売却可能な数など本公開買付けの具体的な条件についてA s t i と協議いたしました。これを受けて当社において熟慮検討した後、当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年2月12日）までの過去6ヶ月間の株式会社東京証券取引所JASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,191円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して16%のディスカウントとなる1,000円（円未満四捨五入）を本公開買付価格とすること、本公開買付けにおける買付予定数については、A s t i が保有する当社普通株式数を踏まえ、一般株主の皆様に対しても公平な応募機会を提供することとし、当社の直近の財務状況から財務の健全性及び安定性を考慮した上で、1,400,000株（保有割合22.93%）を上限とすることが適切であると判断し、平成26年2月初旬にA s t i に提案いたしました。その結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、A s t i より上記条件にてその保有する当社普通株式1,760,800株の一部である1,284,500株（保有割合21.04%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を平成26年2月7日に得られました。当社は、以上の検討及び判断を経て、平成26年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、当社はA s t i との間で、平成26年2月13日付けで本公開買付けにA s t i が保有する当社普通株式の一部である1,284,500株（保有割合21.04%）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約書を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。また、A s t i の保有する当社普通株式の全て（1,760,800株）には、株式会社りそな銀行による担保権が設定されておりますが、上記契約書において、A s t i は、その保有する当社普通株式の一部である1,284,500株（保有割合21.04%）について、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに当該担保権を解除した上で本公開買付けに応募するものとされております。

本公開買付価格である1,000円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年2月13日の前営業日（同年2月12日）の当社普通株式の終値1,136円から11.97%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月12日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,203円（円未満四捨五入）から16.87%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,177円（円未満四捨五入）から15.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,191円（円未満四捨五入）から16.04%（小数点以下第三位を四捨五入）をそれぞれディスカウントした金額となります。

A s t i は、本公告日現在、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けにA s t i がその保有する当社普通株式（1,760,800株（保有割合：28.84%））の一部である1,284,500株（保有割合：21.04%）を本公開買付けに応募した場合、本公開買付け後

においてA s t i は引き続き当社の主要株主（注）となるものの、筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じる予定です。なお、A s t i によると、A s t i が本公開買付けに応募しない当社普通株式476,300株（保有割合：7.80%）に係る本公開買付け終了後における保有方針については、現時点においては未定とのことです。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を銀行借入れにより充当する予定ですが、当社の今後の事業から生み出される安定的なキャッシュ・フローを考慮すれば、当社の財務の健全性及び安定性を維持しつつ、今後の設備投資・研究開発活動や配当政策に大きな影響を与えることなく返済を行っていくことが可能と見込まれます。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であります。

（注）①A s t i が、本公告日現在その保有する当社普通株式（1,760,800株）の一部である1,284,500株を本公開買付けに応募し、同株式数が売却された場合の本公開買付け後において保有することとなる当社普通株式（476,300株）に係る議決権の数（4,763個）を分子とし、②本公告日現在の当社の発行済株式総数（6,106,000株）から、③本公告日の前営業日（平成26年2月13日）現在当社が保有する自己株式数（314,928株）及び④A s t i が本公開買付けに応募する株式（1,284,500株）を合計した株式数（1,599,428株）を控除した株式数（4,506,572株）に係る議決権の数（45,065個）を分母として除した当社普通株式に係るA s t i の議決権所有割合は10.57%（小数点以下第三位四捨五入）となり、本公開買付け後においてもA s t i は引き続き当社の主要株主となることとなります。

2. 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の数	1,400,100株を上限とする。
株式を取得するのと引換えに 交付する金銭の総額	1,400,100,000円を上限とする。
取得することができる期間	平成26年2月14日（金曜日）から平成26年4月30日（水曜日）まで

3. 上記2. の決議に基づいて既に行付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額
該当事項はありません。

4. 公開買付けの内容

(1) 買付け等を行う上場株券等に係る株式の種類 普通株式

(2) 買付け等の期間 平成26年2月14日（金曜日）から
平成26年3月13日（木曜日）まで（20営業日）

(3) 買付け等の価格 1株につき金1,000円

(4) 買付予定の上場株券等の数 （買付予定数）1,400,000株

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（1,400,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

- ② 本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。
- ③ 本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）
- ④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。
- ⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ⑦ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑧ 公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです（※）。

（イ）個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

（※）税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、

ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

- ⑨ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(※1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(※2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(※3)が必要となります。

(※1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

(※2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

(※3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、①常任代理人による証明年月日、②常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

- (6) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

- (7) 決済の開始日 平成26年4月7日(月曜日)

- (8) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、みなし配当の金額は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の 20.315%（所得税及び復興特別所得税：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が大株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(9) 上場株券等の返還方法

下記「(10)その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して 4 営業日目（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10)その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（1,400,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（1,400,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない

数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の開示の方法

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付け代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに公開買付け代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(9)上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

④ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑤ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑥ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

⑦ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米

国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ⑧ 当社はA s t iとの間で、平成 26 年 2 月 13 日付けで本公開買付けにA s t iが保有する当社普通株式の一部である 1,284,500 株(保有割合 21.04%)を応募する旨の公開買付けに関する応募契約書を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。また、A s t iの保有する当社普通株式の全て(1,760,800 株)には、株式会社りそな銀行による担保権が設定されておりますが、上記契約書において、A s t iは、その保有する当社普通株式の一部である 1,284,500 株(保有割合 21.04%)について、公開買付期間の末日までに当該担保権を解除した上で本公開買付けに応募するものとされております。

5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社構造計画研究所

(東京都中野区本町四丁目 38 番 13 号 日本ホルスタイン会館内)

株式会社構造計画研究所 大阪支社

(大阪市中央区淡路町三丁目 6 番 3 号 NMプラザ御堂筋ビル 5 階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上